

○議案第14号 守口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉教育委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、住所地特例の適用を受ける国民健康保険の被保険者が、75歳の年齢到達等により後期高齢者医療制度に加入した場合、現在は、加入時点で住所を有する都道府県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとされているが、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、平成30年4月1日以降に加入した場合、引き続き後期高齢者医療制度において住所地特例が適用されることとなるため、本市が保険料を徴収すべき被保険者に住所地特例が引き継がれた被保険者を規定するなど、所要の改正を行うものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、特段の異論もなく、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。